

可觀小説卷十三

一、伊藤仙右衛門女、父の仇を討つ事

關原式部大輔殿將者杉山 二十九歳 しゆん 東蓮君仕候下女

右女寅三月より相勤、同五月暇を願、致浪人候。享保八年 壬寅也
同八月初日より

四百五十石 新御番衆明神之下 佐多彦九郎殿

右彦九郎殿へ相濟致奉公候處、同三日よりねぶとを煩痛強候間、引込部屋にて致養生候。然處に同五日夕、茶の間にてにぎやか成咄し有之候。しゆん部屋へ傍輩の下女參候に付、承候へば下女申候は、御家のおとな藤代勘左衛門殿と申入、被參候て咄被申候。六十許の人にて、折々御茶の間へ出て咄被申候。中々わるいち成人にて、無理ばかり被申候。酒を飲被申候間、酒の上には色々咄ども被致候。私ども寄合、のらおとなと申候。無理人に候由咄申候間、しゆん申候は、私も皆々傍輩衆へ明夕酒を振舞申度候。乍慮外酒肴御調、皆々へ御振廻可被下候。私も病中ながら少の内も罷出、おとな殿へも近付に可罷成候間、頼申由申候間、則

下女へ頼候。

一、六日晚たれども、しゆん傍輩衆へ酒振廻申由にて皆々出合。尤勘左衛門も罷出、酒も心能く給へ候間、例の通咄申候。しゆんも罷出近付に成、段々咄懸尋候へば、勘左衛門申候は、我等は若き時分は、松平伊豆守様に相勤申候。此節迄も勤候はゞ、知行の主にも可罷成所に、二十七八年以前に致浪人候て、只今此通に候由申候間、何とて伊豆守様は御浪人被成候哉と、しゆん色々咄かけ尋候へば、年久敷事故咄し候ても不苦候。其節伊豆守様にて、伊藤仙右衛門と申入有之。我等に殊の外念頃にて、右仙右衛門取持にて、段々立身もいたし候處、年若き時分故ふと仙右衛門妻に戀慕いたし、色々申通候へども無同心、却て後々は仙右衛門へも爲知可申様子に相見え候間、兎角右の女房を助置候はゞ如何と存じ、切殺可申と心懸、時節を見計ひ忍び入打可申と存候處、其節二歳に成候娘を抱き臥居候間、只今打候ては娘共に切候間、不便の心出で、しばし時刻移候處、仙右衛門見付候て是はと存じ、直に仙右衛門を打て立退申候。女房見候て抱き候小娘を捨て、仙右衛門指候脇刺をぬき、

我等を追かけ候。見むき候處を我等額に切付候。則此疵にて候。我等構不申立退候。女之事故とげて追かけ候事も成兼候。其故直に御領分河越を、立退候由咄申候。しゆん承り數年心懸候親の仇、只今見出候事大き成悦に候へども、急に事を仕候ては如何と存じ、痛も御座候間引込候由申候て部舎へ入、夜中眼も合不申、色々致思案申候。

一、同七日の朝、傍輩の仲間に鐵兵衛と申もの有之に付、右鐵兵衛にしゆん申候は、私事ねぶと痛つよく候間、宿へさがり致養生候。乍慮外駕籠を御かり可給候。又我等挾箱、宿迄御もち可給候由頼候へば、心得候由申候。此上に又々頼度事候旨申候へば、心得候旨申候。此上頼申候事は、殊の外重き事に候。申出候ては、いやと御申ならぬ事に候間、只今とくと承度候。其元は頼母數人と見受候故、頼度由申候へば、重く候共命を捨申より外は有之間敷候。女の身にて見懸被頼候事故、是非に不及候。何にても候へ、被頼可申由申候に付、しゆん申候は、左様に候はゞ御咄可申候。我等親は、松平伊豆守様にて伊藤仙右衛門と申者にて、河越に相勤候處、二十八年以前六月十三日に、爰元勤被申候

おとな藤代勘左衛門、其節の名は大西助四郎と申者に被打候。我等二歳の時に候。實母は右の事思ひの種にいたし、同九月八日に相果候。我等二歳に候間、河越の近所に遠き親類有之、養子に遣候處、七歳に成候時、右の養父母ともに相果候て、彌孤子と成候て、養母の妹我等爲には養方伯母に候。右の所へ参り十六歳迄居候處、又々右をば煩付、すでに相果候節に罷成、枕もとへ私を呼申聞候は、其方事は親のかたき有之候。則實母書付にいたし候。親仙右衛門指申候脇刺一腰、養母へ預置。成人の以後親のかたき、女ながら何とぞ打候様にと、くれぐれ申置候へ共、養母も其方七歳にて相果被申候へば、可申達様なし。我等に被申置候。最早我等も相果候得共、其方十六歳に成候故申聞候。何とぞ女ながら心がけ候へ。かたきは江戸に居可申候。兎角江戸にて尋候へと申聞候。十六歳の時初めてかたき有之事存じ、母の書置申書付を能々見候て、年頃又は向に疵有之、せい恰好書付の様成人を尋ね、十六歳より當年迄、十四年の間江戸中御大名様、御旗本方々に、或は二三ヶ月・四五ヶ月づつ奉公相勤、心がけ候へ共尋合不申候處、當朔日より